

議案第23号

大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例の制定について
大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例を次のように制定する。

令和8年2月20日提出

大網白里市長 金 坂 昌 典

大網白里市下水道条例等の一部を改正する条例
(大網白里市下水道条例の一部改正)

第1条 大網白里市下水道条例(平成2年条例第20号)の一部を次のように改正する。

第4条第3号中「市長(」の次に「第8条第2号を除き、」を加える。

第8条中「工事は、」の次に「次の各号に掲げる工事を除き、」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 市が施工する工事

(2) 災害その他非常の場合において、下水道事業の管理者の権限を行う市長が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の地方公共団体の長の指定を受けた者が行う工事

第24条第1項第3号中「(昭和27年法律第292号)」を削る。

(大網白里市農業集落排水処理施設条例の一部改正)

第2条 大網白里市農業集落排水処理施設条例(平成10年条例第4号)の一部を次のように改正する。

第4条中「市長(」の次に「第9条第2号を除き、」を加える。

第9条中「工事は、」の次に「次の各号に掲げる工事を除き、」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 市が施工する工事

(2) 災害その他非常の場合において、下水道事業の管理者の権限を行う市長が他の地方公共団体の長(地方公営企業法(昭和27年法律第292号)第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この

号において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の地方公共団体の長の指定を受けた者が行う工事

(大網白里市コミュニティ・プラント条例の一部改正)

第3条 大網白里市コミュニティ・プラント条例（平成12年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第10号中「市長（）」の次に「第9条第2号を除き、」を加える。

第9条中「工事は、」の次に「次の各号に掲げる工事を除き、」を加え、同条ただし書を削り、同条に次の各号を加える。

(1) 市が施工する工事

(2) 災害その他非常の場合において、下水道事業の管理者の権限を行う市長が他の地方公共団体の長（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第7条の規定により置かれた下水道事業の管理者を含む。以下この号において同じ。)の指定を受けた者に工事を行わせる必要があると認めるときに、他の地方公共団体の長の指定を受けた者が行う工事

附 則

この条例は、公布の日から施行する。